

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月11日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第54号

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

すみだ生涯学習センター条例（平成6年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「享受」の次に「することが」を加える。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条第1号中工を削り、才を工とし、力を才とし、キを力とし、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

第5条第1項中「工」を「ウ」に、「の施設」を「に掲げる施設」に改める。

第6条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第7条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「又は別表第2」及び「又は観覧料（以下「使用料等」という。）」を削り、「、当該」を「当該」に改め、同条第2項中「使用料等」を「使用料」に改める。

第8条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「収めた使用料等」を「納めた使用料」に改める。

第12条第3号中「の使用」を「を使用すること」に改める。

第13条中「又は」を「、又は」に改める。

第13条の2第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。